

令和5年第3回（5月）上越市議会臨時会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第2号	専決処分した事件の承認について(上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	1～15

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	報告第 2 号
提 出 課	税務課

専決処分した事件の承認について（上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和 5 年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 3 1 日に公布され、一部が同年 4 月 1 日から施行されることを受け、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合を定めるなど、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市市税条例の改正内容

ア 長寿命化に資する一定の大規模工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に実施したマンションについて、工事が完了した翌年度の固定資産税の減額割合は 3 分の 1 とする。（附則第 8 条の 2 関係）

イ 軽自動車税に関し、環境性能が優れた自動車に講じられているグリーン化特例について、適用対象を限定した上で、適用期限を 3 年延長し、令和 7 年度末までとする。（附則第 1 2 条の 3 関係）

ウ 地方税法等の一部改正に伴い、引用条項その他文言を整備する。

(2) 第 2 条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

地方税法等の一部改正に伴い、引用条項を整備する。（附則第 2 項、第 1 3 項関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 上越市市税条例及び上越市都市計画税条例新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市市税条例の一部改正

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第 3 9 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 1 0 日までに、その徴収した月割額を法施行規則第 5 号の 1 5 様式又は第 5 号の 1 5 の 2 様式による納入書により <u>納入しなければならない。</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第 3 9 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 1 0 日までに、その徴収した月割額を法施行規則第 5 号の 1 5 様式_____による納入書<u>によって納入しなければならない。</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>

改正後	改正前
<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して法施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知</p>	<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して法施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知</p>

改正後	改正前
<p>を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には_____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第103条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第103条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。この場合において、当該申告書には、第103条の3第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第103条の9第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、法施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第103条の9 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書</p>	<p>い。この場合において、当該申告書には、第103条の3第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第103条の9第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、法施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第103条の9 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、法施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書</p>

改正後	改正前
<p>が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改正後	改正前
7 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 略	13 略
14 法附則第15条の9の3第1項に規定	14 法附則第64条に規定する条例で定め
<p>する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>る割合は、零とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
第8条の3 略	第8条の3 略
2～10 略	2～10 略
<p>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積	

改正後	改正前
<p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> (追加)</p> <p>1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>1.3 略</p> <p>(削除)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特</p>	<p>1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>1.2 略</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特</p>

改正後	改正前
<p>例)</p> <p><u>第12条の2の2</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第12条の2の4</u>の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>第12条の2の3</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>第12条の2の4</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</p> <p><u>第12条の2の5</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><u>第12条の2の6</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>例)</p> <p><u>第12条の2の3</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第12条の2の5</u>の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>第12条の2の4</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>第12条の2の5</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</p> <p><u>第12条の2の6</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><u>第12条の2の7</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第89条の4（第2号に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p>	<p><u>係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和</p>	<p>用のものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車</p> <p>_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和</p>

改正後	改正前
<p>4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額と</p>	<p>4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</p> <p>_____の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p> <p>_____とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額と</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）</p> <hr/> <p>_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>	<p>する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正後	改正前
<p>附 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 1 略 2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 3～9 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 10～12 略 13 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。 14～16 略</p>	<p>附 則 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 1 略 2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 3～9 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 10～12 略 13 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。 14～16 略</p>

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正の主な内容

1 **軽自動車税（種別割）関係** グリーン化特例の延長

(1) 改正の概要

- 一定の環境性能を有する環境負荷の小さな車両に対して軽減税率を適用させる特例について、適用対象を限定した上で、適用期限を3年延長し、令和7年度末までとする。

車種		本来の税率	グリーン化特例適用時の税率		
			電気自動車等 軽減割合75%	R12年基準90% 軽減割合50%	R12年度基準70% 軽減割合25%
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	軽減なし	
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	軽減なし	
	営業用	3,800円	1,000円		

※電気自動車等…電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

【改正後】
●電気自動車等のグリーン化特例の適用期限を**3年延長し、令和7年度末(令和8年3月31日)**とする。
(上表太枠部分のみ。太枠点線は令和6年度末(令和7年3月31日)とする。)

- (2) **適用** 令和5年度から令和8年度までに賦課される軽自動車税種別割に適用
(取得の翌年度のみ軽減税率の適用となる。)

2 **固定資産税関係** 大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

(1) 改正の概要

- 長寿命化に資する一定の大規模工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施したマンションについて、工事が完了した翌年度の固定資産税を減額する。
- 地域決定型地方税制特例措置を導入するもので、減額割合は国が示す基準と同様の3分の1とする。※税額の減額は100㎡相当分を上限

【主な要件】

- ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。
- ②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。
- ③長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。

- (2) **適用** 令和6年度から令和8年度までに賦課される固定資産税に適用